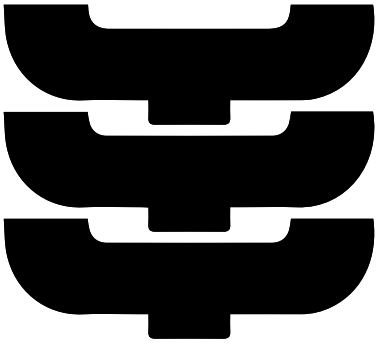
山 口 市 埋 蔵 文 化 財 地 図

（六訂版）



（文化財愛護マーク）

２０２２

山 口 市 教 育 委 員 会

序

豊かな自然と多様な地形に恵まれた山口市には、はるか悠久の昔から人々が生活してきました。その生活の痕跡は現在も多くは地中に埋もれています。これらを「遺跡（埋蔵文化財)」と言います。

遺跡は地中に埋もれているため、普段は人の目にふれることもないため、その存在に気付かずに土木工事等を行うと、消え去ってしまう危険をはらんでいます。

山口市教育委員会では、遺跡等の保護を図るため、昭和 56 年に「山口市文化財地図」を作成しました。そして昭和 62 年からは、さらに細かく遺跡の所在状況を把握するため「市内遺跡詳細分布調査」事業を実施し、その成果等をもとにして数年ごとに埋蔵文化財地図の改訂を実施してまいりました。

埋蔵文化財地図は改訂を重ねるたび精度を高めており、このたび、平成 28 年以降の成果を加えた六訂版を作成しました。

本冊子は、市内の遺跡の位置と概要並びに、土木工事等における取り扱いを示したものです。みなさまが遺跡の範囲内で土木工事等を実施される場合は、現地の状況に応じてその保護措置をお願いする際の参考にしていただきますとともに、本冊子が郷土の歴史の学習やまちづくりなどにも積極的に活用されて、文化財の保存と活用に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和 4 年 3 月

山口市教育委員会

教育長　藤　本　孝　治

例　言

1　本書は、山口市内に所在する遺跡（以下、「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）の位置および概要について示すとともに、土木工事等に対する取扱いについて説明したものである。

2　本書の作成にあたっては以下の地図を参照し、近年の発掘調査、分布調査、工事立会等の結果に基づいて加除訂正を行った。

・『山口県埋蔵文化財地図』山口県教育委員会　2018 年

・『山口市埋蔵文化財地図』山口市教育委員会　2016 年

3　埋蔵文化財包蔵地は、地区ごとに通し番号をつけ、地図、地名表の番号と対照させた。

4　本書にある埋蔵文化財包蔵地及び種別等は、令和 4 年 3 月現在、確認されているものである。

5　本書で使用した地図は、国土地理院の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を加工して使用した。

6　本書の執筆・編集は、山口市教育委員会文化財保護課 増野が行った。

目　次

1 文化財について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 山口市の文化財行政について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 埋蔵文化財について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

4 土木工事等と埋蔵文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について・・・ 3

(2) 埋蔵文化財取扱いの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(3) 重点地域について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

コラム　山口市文化財保存活用地域計画について・・・・・・・・ 2

試掘調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

調査費用と調査時期について・・・・・・・・・・・・・・・ 6

保護層について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

〔資料〕

資料 1 山口市における開発事前の発掘調査等に関する取扱い・ 9

資料 2 文化財保護法(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

資料 3 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について・・・19

〔様式〕

様式 1 埋蔵文化財事前審査カード

様式 2 試掘・確認調査承諾書

様式 3 埋蔵文化財発掘の届出について

様式 3(記入例) 埋蔵文化財発掘の届出について(記入例)

1 文化財について

大昔から人々はそれぞれの土地で生活してきました。家をつくり、食物を採集あるいは栽培し、狩りを行い、神に祈ったりしました。ときには戦争もあったでしょう。その結果として各時代にはそれぞれ特徴的な文化が花開きました。

同様に、この山口の地でも連綿と人々の営みが続けられています。中世には今に「大内文化」と伝えられる華麗な文化が花開きました。多くは失われたものの、いろいろな時代につくられたもののうち、神社・仏閣や神像・仏像などは信仰の対象として、民俗・習慣などは各地区の行事として、またあるものは地下に埋もれたまま、現代にまで伝えられています。これら先人たちが残した文化的財産を「文化財」といいます。

文化財はわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることから、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、持って国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的に文化財保護法が制定され(資料2)、指定、登録による文化財の保護制度が設けられています(図1)。なお、山口県、山口市においてもそれぞれ指定による文化財の保護制度があります。

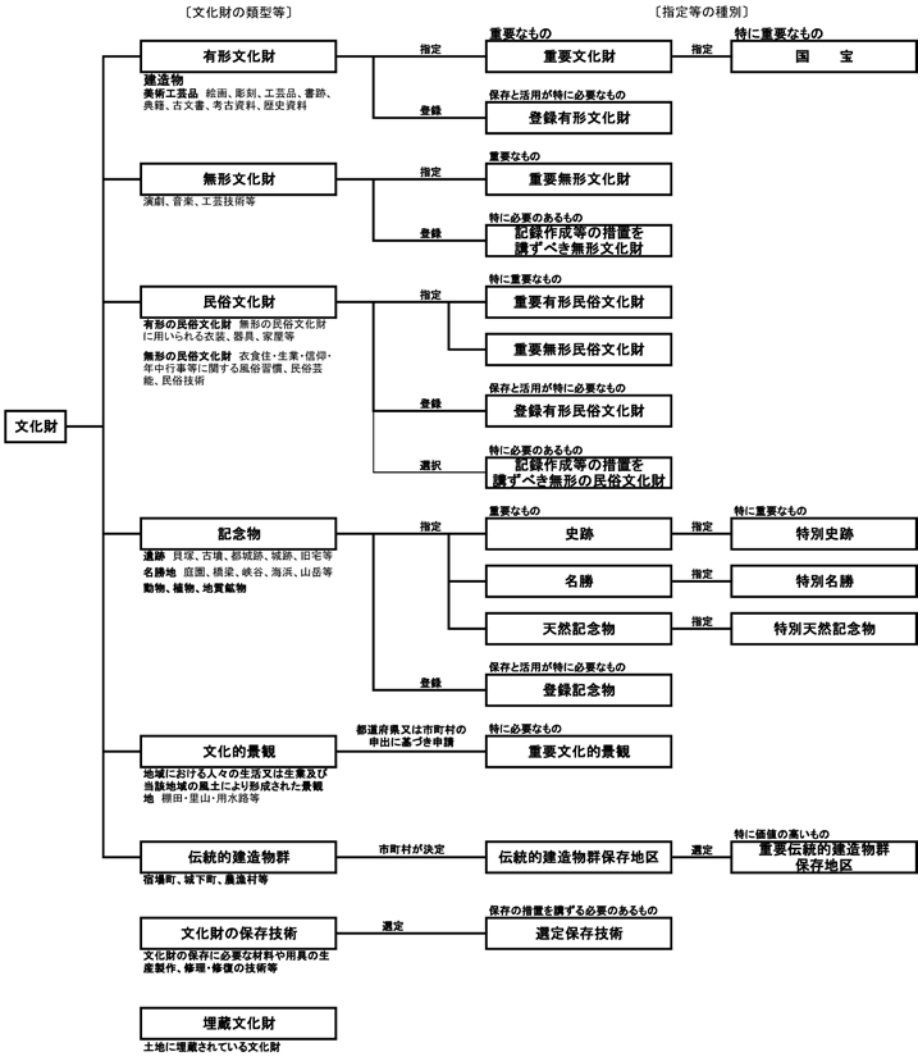


図1　文化財の体系図

2 山口市の文化財行政について

山口市の文化財に関する事務は、教育委員会文化財保護課が担当しています。所管事務は、文化財の保護(保存・活用)、資料館の運営で、「文化財保護法」等の法令、及び「山口県文化財保護条例」、「山口市文化財保護条例」等の例規並びに「山口市文化財保存活用地域計画」に基づき業務を行っています。

主な業務内容は、指定等に向けた文化財の調査、文化財の指定、指定等文化財の維持管理・保存修理及び支援、土木工事等に伴う記録保存の発掘調査、史跡等の内容確認の発掘調査、史跡等の活用に向けた整備、大内氏の歴史文化に関する調査研究、郷土文化財関係団体等の活動支援、歴史民俗資料館等の所管施設の管理運営、普及啓発活動（講座・講演会の開催、資料館における展示、現地説明会等）です。

コラム　山口市文化財保存活用地域計画について

本市における文化財の保存活用に関する総合的な法定計画で、令和３年７月に文化庁の認定を受けました。計画期間は令和３年度から令和９年度までの７年間です。

計画では「山口の宝を知り、生かし、未来に伝える」を基本理念とし、「歴史文化資源の把握と価値の共有」、「歴史文化資源の保存とまちづくりへの活用」「歴史文化資源の保存・活用を支える仕組みづくり」の３つの基本方針のもと、計画期間中に行う取組を掲載しています。また、山口市の歴史文化の特徴から12の関連文化財群を設定し、それら保存・活用を進めるとともに、大内氏関連の歴史文化資源の活用、中山間・南部地域の歴史文化資源の磨き上げ、発信に取り組むこととしています。詳しくは、山口市ホームページを御覧ください。

https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/110/102037.html

3 埋蔵文化財について

文化財のうち、地中に埋もれているものを「埋蔵文化財」といい、この「埋蔵文化財」が埋もれていることが知られている場所を「周知の埋蔵文化財包蔵地」といいます。普段の生活ではあまり目にすることはありませんが、山口市内では現在までに510か所あまりの周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。

しかし、埋蔵文化財は地中にあるため、すべての所在がわかっているわけではなく、また、それが発見されても、その範囲を正確につかむことは非常に難しいのが現状です。したがって、周知の埋蔵文化財包蔵地外において、新たに遺跡が発見される可能性は十分にあります。

埋蔵文化財を保護するためには、常に埋蔵文化財包蔵地の実態をできるだけ正確に知っておくことが必要です。それは、小さな発見の積み重ねによってわかります。みなさんも文化財らしきものを掘り出したり、拾ったりしたときには、ぜひ教育委員会の文化財保護課に御連絡ください。

開発事業者の別	提出書類	提出部数	提出期日
民間(企業、個人)が土木工事等を実施する場合	93条(届出)	1部	着手の60日前まで
公共的機関(国、公団、地方公共団体等)が土木工事等を実施する場合	94条(通知)	2部	

4 土木工事等と埋蔵文化財

(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等（宅地開発・住宅建築・道路建設・河川改修など・その他諸々の事業）を実施しようとする際には、文化財保護法（第93条・第94条）に基づく書面による届出が義務付けられています（様式3)。

所定の様式に記入の上、位置図、工事の概要が分かる図面を添付して御提出ください。

(2) 埋蔵文化財取扱いの流れ（図2参照）

① 埋蔵文化財の照会

土木工事等を実施しようとするときには、まずは事業予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内であるかどうか、事前に照会してください。照会は文化財保護課の窓口で行います。その際は、住宅地図へ記入したものなど場所が特定できるものを御持参ください。また、ＦＡＸ、メールでも受付を行います。文書による回答が必要な方は、「事前審査カード」（様式1）に御記入ください。埋蔵文化財の範囲内か否かをこちらで判断し、カードの写しを回答としてお渡しします。

本書の情報は令和4年3月現在のものです。その後の調査や知見によって、新たな埋蔵文化財包蔵地の発見や既存の包蔵地の範囲の変更等の生じる場合があります。また、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合でも、境界線上の場合などでは、試掘調査を実施する場合（条件は図2右上参照）がありますので、御自分で判断されず、必ず文化財保護課へ照会されるようお願いします。

照会の結果、範囲外で試掘不要と判断された場合は、埋蔵文化財にかかる手続きはここで終了です。

なお、埋蔵文化財の保護に関する調整はかなりの時間がかかりますので、とにかく早い段階での照会をお願いします。

② 試掘調査の実施

事業予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、はじめに試掘調査を行います。試掘調査は、遺構の有無や粗密、現地表面からの深さ等を調べる部分的な発掘調査です。（方法はコラム参照）試掘調査の費用は公費で負担しますが、土地所有者の「試掘・確認調査承諾書」（様式2)が必要です。調査は承諾書の受付順に、おおむね1～2か月以内に実施しております。ただ、受付件数が多い時には着手までに時間を要する場合がありますので、余裕を持って御相談くださるようお願いします。

③ 試掘調査終了後

試掘調査を実施した後、おおむね１週間程度で、当教育委員会から土地所有者あてに「試掘調査結果」報告書をお送りします。

試掘調査の結果埋蔵文化財が確認されなかった場合は、その後に必要な手続きは「埋蔵文化財発掘の届出について」（様式3）のみとなります。

④ 保存に関する協議

試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認された場合には、当該埋蔵文化財について、極力保護が図られるよう御協力をお願いしております。

埋蔵文化財の保護と土木工事等との調整については、文化庁「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について（通知)」（資料3)、山口県教育委員会「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」、山

口市教育委員会「山口市における開発事前の発掘調査等に関する取扱い」（資料 1）に基づいて協議します。

埋蔵文化財の保護の方法は以下の 3 通りがあります。

・埋蔵文化財が確認された範囲が一部分である場合は、計画を変更してその部分を計画範囲からはずす。

・盛土等をして、可能な限り、埋蔵文化財を現地に残せるようにする。

・どうしても埋蔵文化財を現地に残すことができない場合は、発掘調査をして記録として保存する。

協議では、試掘調査のデータをもとに、実際の施工計画と照らし合わせて、保護措置をして埋蔵文化財を現地に残せる範囲、現地に残すことができない範囲（つまり発掘調査が必要な範囲）等を明らかにし、取扱いを決めていきます。

⑤　覚書の取り交わし

④の協議によって合意した事項について、土地所有者、開発業者、山口市教育委員会の間で「覚書」を交わします。

覚書には、工事の内容、埋蔵文化財の取扱い、発掘調査が必要な場合はその時期、期間、費用等を明記して、合意事項の確認を行います。

⑥　覚書取り交わし後、工事着手まで

覚書を交わした後、その合意事項に基づき、地下に埋蔵文化財を残す場合は、工事着手までの間に確認調査を、着工後は必要に応じて工事立会を行います。

また、部分本発掘調査、本発掘調査を実施する場合は、発掘調査を実施する当該年度に「埋蔵文化財発掘調査委託契約」を締結して調査に着手します。そして、本発掘調査終了後、工事に着手することになります。

また、工事の事前には、文化財保護法第 93・94 条に基づく書類手続きをしていただきます。

コラム　試掘調査について

① 人力で掘削する場合

対象地が田畑等の場合、基本的にはこの方法をとります。実施方法は、試掘対象範囲に、10m×10mの碁盤目を引き、その交点に 1m四方の試掘坑を設定します。層位ごとに掘削し、遺構や遺物の有無を確認します。これ以上掘削しても遺跡が見つからないと考えられる地層まで掘り下げますので、掘削の深さは場所によって異なります。

なお、埋戻しについては、注意深く埋め、調査後に農作業をされても、支障を来たすことのないように対策を施します。



人力での掘削

② 重機で掘削する場合

すでに造成してあって対象地を人力で掘削することが不可能な場合や、田畑であっても、非常に広範囲で試掘後に耕作する予定がなく、土地所有者の承諾が得られた場合にこの方法をとります。

この場合、重機のバケット幅で溝状に試掘トレンチを 1～複数本掘削し遺構や遺物の有無を確認し、記録作成後に重機で埋戻しを行います。



重機での掘削

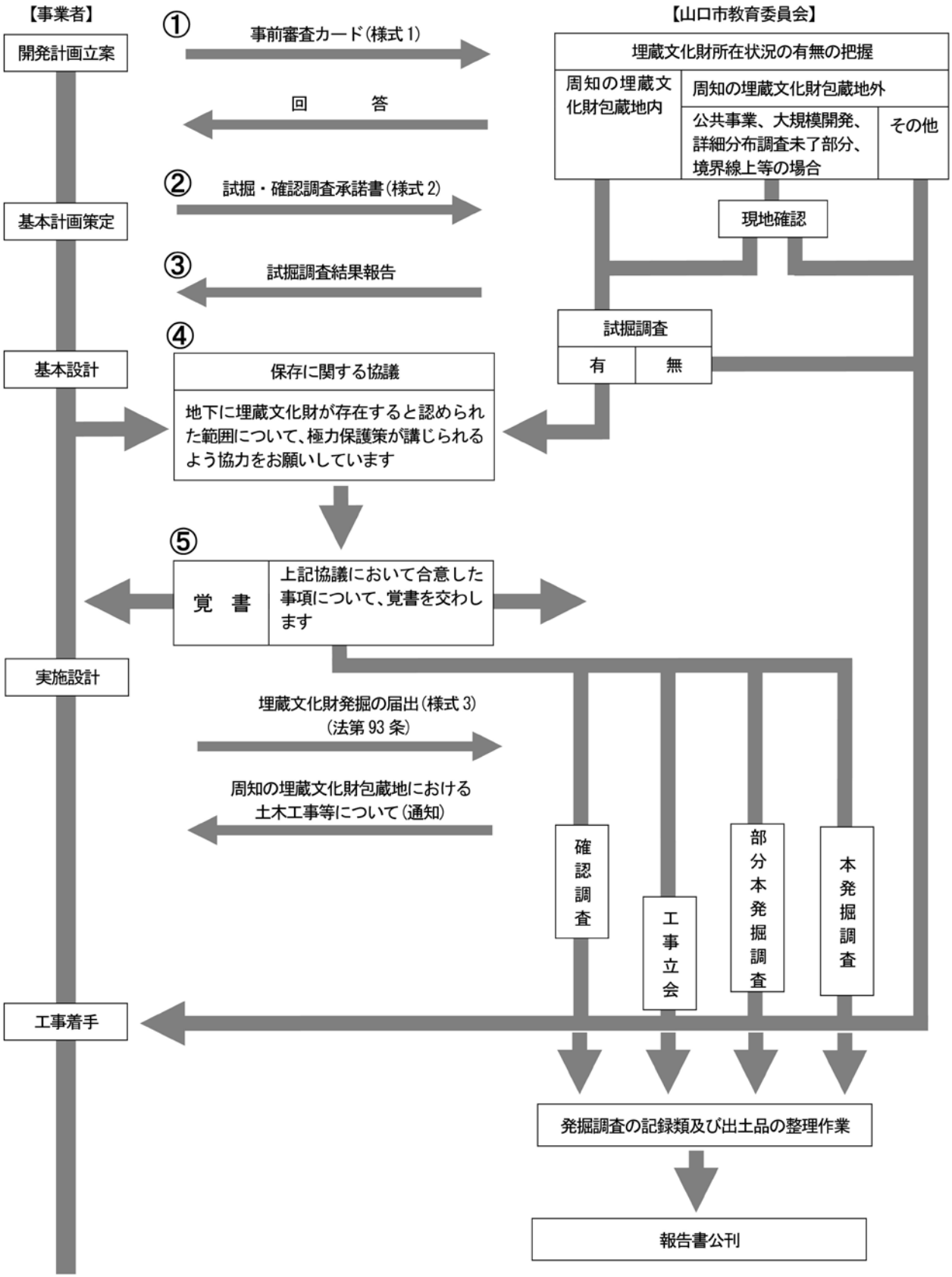


図2　山口市における埋蔵文化財の取扱いに関するフローチャート

表１　発掘調査取扱い一覧

調査方法	適用範囲	調査時期	調査期間	費用
確認調査	盛土等により地下に埋蔵文化財を残し、本発掘調査を行わない場合に適用します。 埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査で、原則的には埋蔵文化財の存在が確認された面積の10%程度を調査し、遺構の掘り込みは行いません。	工事着手前	１週間程度	公　費
工事立会	発掘調査が必要な総面積が100㎡以下、もしくは調査期間が１週間以内と見込まれる場合に適用します。	工事着手時	１週間程度	公　費
部分 本発掘調査	発掘調査が必要な総面積が300㎡以下、もしくは調査期間が１か月以内と見込まれる場合に適用します。 調査自体は本発掘調査と同じですが、面積が小さいことから、本発掘調査とは別に順番を設定して申し込み順に調査を実施します。	遅くとも、次年度までに実施	１か月程度	原則として事業者に協力をお願いします
本発掘調査	発掘調査が必要な総面積が300㎡を超える場合に適用します。申し込み順に発掘調査を実施します。 予算編成と他業務との調整のため、調査着手を次年度後半まで、お待ちいただく場合があります。	基本的に次年度以降に実施	調査面積によって変わります	原則として事業者に協力をお願いします

コラム　調査費用と調査時期について

土木工事等によって消滅する埋蔵文化財の発掘調査を行って、記録に残すことを「記録保存」と呼んでいます。記録保存のための調査は、本来の文化財保護行政の立場で行われるものではなく、土木工事等という外因によってやむなく採る方法です。そこで必要な経費は調査原因を生じさせる事業者に御負担をお願いしており、これを「原因者負担」と呼んでいます。

「地方公共団体は、第１項の発掘に関し、事業者に協力を求めることができる。」（文化財保護法第99条第２項）と定められていることから、発掘調査の費用や調査期間の確保について事業者へ御協力をお願いしています。

発掘調査の取扱いについては、文化庁通知などを受けて策定した「山口市における開発事前の発掘調査等に関する取扱い」に基づいて判断し、調査期間、調査費用について算定しています。

調査時期について、費用負担をお願いする場合でも、申し込みを受けて即時に対応ができるわけではありません。これは、地方公共団体の性格上、年度予算で動いており、予算計上をした上で執行する必要があるからです。したがって、場合によっては補正予算が組める時期までお待ちいただくなど、調査着手まで時間がかかる場合がございます。

コラム　保護層について

保護層とは、土木工事等の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等を用いた緩衝層のことをいいます。下記の模式図では、床掘の最下面と遺物包含層(無い場合は遺構面)との間が保護層になります。現地表面から遺物包含層及び遺構面までの深さは、場所ごとに異なりますので、事前に行う試掘調査によって確認します。

埋蔵文化財が確認された範囲で開発行為を行う場合、試掘調査の結果と比較して保護層が 30㎝ 以上確保できる場合には、遺跡が保護されたと考え、その範囲は発掘調査の対象外となります。

ただし、その場合でも、地下に残す埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容や性格等を記録するための確認調査の実施に御協力をお願いしております。この確認調査は、面積は埋蔵文化財の存在が確認された範囲の 10%程度、期間は１週間程度、費用は原則公費で負担します。

保護層が 30㎝ 以上確保できない場合には、そこは遺跡に影響があるものと考え、発掘調査の対象となります。それは、建物部分だけではなく、ガス管や上下水道等のライフライン、擁壁、側溝、道路等も対象となります。

この遺跡に影響のある範囲の合計面積により、6 頁の表１のように取扱いが変わってきます。

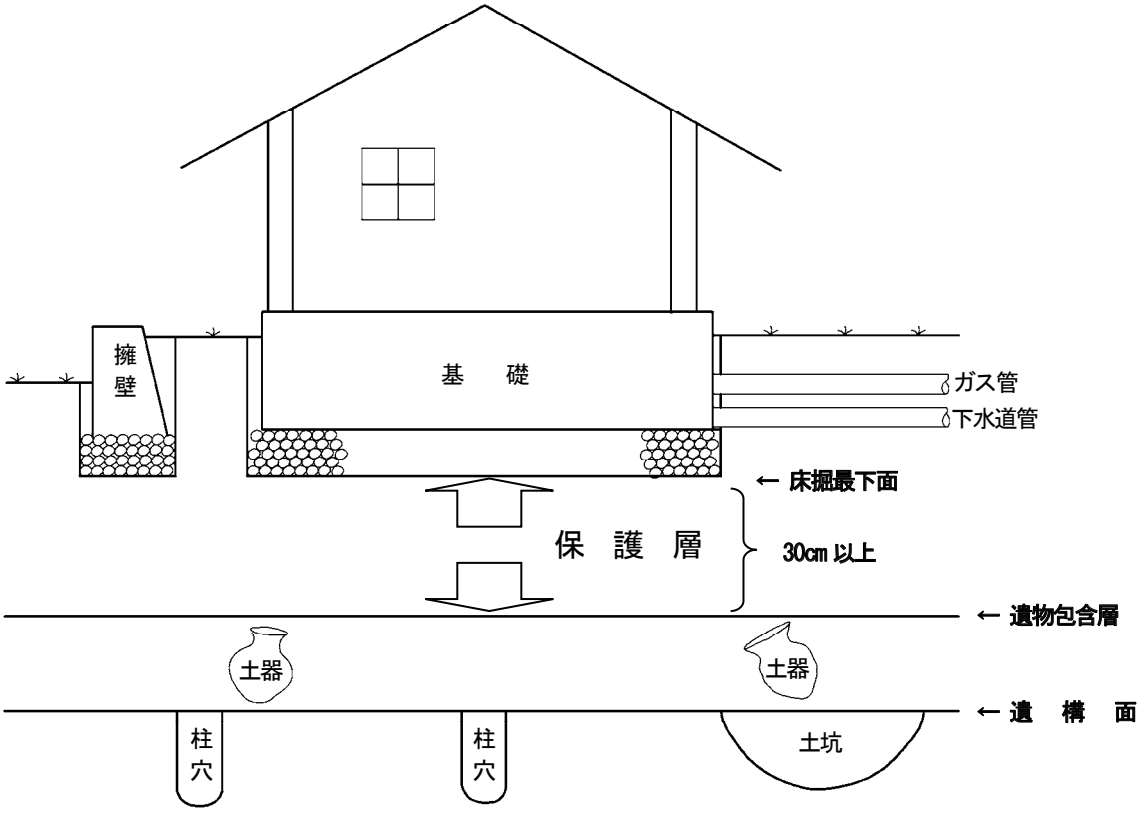


図３　保護層模式図

(3) 重点地域について

山口市には、現状で510か所余りの周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されており、その中には本市の歴史を考える上で非常に重要なものがあります。

山口市では、その範囲を「重点地域」として、他の遺跡とは取扱いを別にしております。現在の重点地域は、次の6遺跡です。

表2　山口市の重点地域一覧

番号	地域名	遺 跡 名	備　考
02011	大内	仁平寺跡	大内氏の関連寺院
02016	大内	興隆寺跡遺跡	大内氏の氏寺
02021	大内	乗福寺跡	大内重弘の菩提寺
05005	大殿・白石・湯田	大内氏関連町並遺跡	大内氏館を中心とした都市的な遺跡
06001	吉敷	凌雲寺跡	大内義興の菩提寺、史跡指定地は除く
09006	陶	陶氏館跡	陶氏の居館跡

※番号は、埋蔵文化財地図と対応しています。

これらは、山口を中心に勢力を誇った大名「大内氏」に関連する遺跡です。大内氏関連遺跡のうち、館跡などの4か所についてはすでに国史跡に指定され、調査・研究が進んでおります。しかし、山口の歴史、まちの成り立ちを明らかにするためには、重点地域に挙げた他の関連する周知の埋蔵文化財包蔵地との比較検討を欠かすことができません。

そのため、重点地域に設定した遺跡については、

・敷地面積が400㎡を超える場合には、原則的に本発掘調査を実施

します。ただし、他の遺跡の取扱いと不整合が生じますので、

・「取扱い」（資料1）の1でいう「本発掘調査を要する場合」を除き、調査費用については公費で負担

して、重点地域であるための不利益が生じないようにしております。

どうか、御理解と御協力をお願いします。

資料１

平成１０年１１月１日
平成１７年４月１２日改正
令和４年３月３１日改正

山口市における開発事前の発掘調査等に関する取扱い

山口市教育委員会

平成１０年９月２９日付庁保記第７５号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」を受けて、山口市における開発事前の発掘調査等の取扱いを次のように定める。なお、この基準等については、今後山口県の基準等が作成された場合には、検討・見直しを行うものとする。

１　本発掘調査を要する場合

本発掘調査を要する場合とは、次の３原則のいずれかにひとつでも該当する場合である。ただし、その場合でも調査対象延べ面積が１００㎡未満と狭小で、調査期間が１週間未満と見込まれる場合であれば、工事立会とする。

①工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合

調査対象となる面に直接掘削が及ばない場合でも、保護層が３０㎝以上確保できない場合であれば本発掘調査を行う。保護層が確保できる場合は工事立会とする。なお、保護層は発掘調査の対象となる面を損傷しない真砂土等の資材を用いるよう協力を求める。

②工事や、一時的な盛土や工作物の設置によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合

③恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合

（ア）道路

原則として工事用道路・緑地部・歩道等、道路構造令に準拠しない農道・私道、道路改良工事における既存部分、高架橋梁の橋脚部分については発掘調査は行わない。ただし、擁壁・上下水道管埋設等、付帯する工事等を含め掘削が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合については発掘調査を行う。

（イ）ダム・河川

（ウ）恒久的な盛土・埋立

ただし、その厚さが２ｍを越えないもので、将来必要なときに本発掘調査を行うことができると考えられるものについては、本発掘調査を行わない。

（エ）建築物

建築物については、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点でその都度協議をし、本発掘調査の対象とするか否かを定めることとする。

ただし、原則として個人住宅については本発掘調査は行わない。

２　重点地域

重点地域内については、盛土・埋立等で地下に埋蔵文化財を残す場合でも、敷

地面積が４００㎡を越える場合は本発掘調査を行う。
ただし、１でいう「本発掘調査を要する場合」に該当する場合を除き、本発掘調査の費用は原則的に公費で負担する。
重点地域は、山口市の歴史とその地域性等を考慮して、当分の間、次のとおりとする。

・大内氏関連遺跡

大内氏関連町並遺跡、興隆寺跡遺跡、乗福寺跡、仁平寺跡、凌雲寺跡、陶氏館跡

３ 発掘調査の方法

発掘調査の方法については次のように定める。調査は原則的に申し込み順に着手するものとする。

①試掘調査

表面観察等からだけでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な調査。従来の予察調査がこれに当たる。費用は公費で負担する。

②確認調査

埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査。原則的には、埋蔵文化財の存在が確認された面積の１０％程度を調査することとする。費用は公費で負担する。

盛土等により、本発掘調査を行わないで埋蔵文化財を残す場合については、確認調査を行う。

③試掘確認調査

上記の両方の目的で一連の調査を行う場合。費用は公費で負担する。

④本発掘調査

現状保存が不可能な場合に行う、埋蔵文化財の記録保存のための調査。費用は原則として原因者に協力を求める。

なお、本発掘調査の中でも、対象延べ面積が３００㎡未満で、調査期間が１ヶ月未満と見込まれる発掘調査を特に「部分調査」と呼び、本発掘調査の中でも取り扱いを別にする。「部分調査」については、他の本発掘調査とは別に順番を決め調査に着手するものとする。これについても、費用は原則として原因者に協力を求める。

４ 盛土・埋立等で地下に埋蔵文化財を残す場合

この場合については、原則的に本発掘調査は行わない。
ただし、地下に残す埋蔵文化財の位置と範囲・遺跡の内容・性格等を記録するために確認調査を行う。
また、こうして地下に残す埋蔵文化財を守るために、土地所有者等と「埋蔵文化財の取扱いに関する覚書」を取り交わすこととする。「埋蔵文化財の取扱いに関する覚書」には、その取扱いに関し合意した事項を記すこととする。

５ その他

この基準等にない事柄については、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」及び文化庁文化財保護部記念物課の「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱について（報告）」等により判断するものとし、山口県教育委員会とも協議しながら対応することとする。

資料 2

文化財保護法（抄）

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号
最終改正：令和 3 年 6 月 14 日法律第 22 号

目次

第 1 章　総則（第 1 条-第 4 条）
第 2 章　削除
第 3 章　有形文化財
　第 1 節　重要文化財
　　第 1 款　指定（第 27 条-第 29 条）
　　第 2 款　管理（第 30 条-第 34 条）
　　第 3 款　保護（第 34 条の 2-第 47 条）
　　第 4 款　公開（第 47 条の 2-第 53 条）
　　第 5 款　調査（第 54 条・第 55 条）
　　第 6 款　雑則（第 56 条）
　第 2 節　登録有形文化財（第 57 条-第 69 条）
　第 3 節　重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財（第 70 条）
第 4 章　無形文化財（第 71 条-第 77 条）
第 5 章　民俗文化財（第 78 条-第 91 条）
第 6 章　埋蔵文化財（第 92 条-第 108 条）
第 7 章　史跡名勝天然記念物（第 109 条-第 133 条）
第 8 章　重要文化的景観（第 134 条-第 141 条）
第 9 章　伝統的建造物群保存地区(第 142 条-第 146 条)
第１０章　文化財の保存技術の保護(第 147 条-第 152 条)
第 11 章　文化審議会への諮問（第 153 条）
第 12 章　補則
　第 1 節　聴聞、意見の聴取及び不服申立て（第 154 条-第 161 条）
　第 2 節　国に関する特例（第 162 条-第 181 条）
　第 3 節　地方公共団体及び教育委員会（第 182 条-第 192 条）
第 13 章　罰則（第 193 条-第 203 条）

第 1 章　総則

（この法律の目的）

第 1 条　　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条　　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1)建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと 1 体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

(2)演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4)貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(5)地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

(6)周囲の環境と 1 体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2　　この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 1 号、第

165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3　　この法律の規定（第 109 条、第 100 条、第 102 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第 3 条　　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第 4 条　　1 般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2　　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3　　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 6 章　埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第 92 条　　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第 93 条　　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

2　　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第 94 条　　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第 97 条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2　　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3　　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4　　文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5　　前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法　（昭和 23 年法律第 73 号）第 4 条第 2 項 に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第 95 条　　国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2　　国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第 96 条　　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第 92 条第 1 項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2　　文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3 月を超えることができない。

3　　文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4　　第 2 項の命令は、第 1 項の届出があつた日から起算して 1 月以内にしなければならない。

5　　第 2 項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1 回に限り、当該命令に係る区域の全部又は 1 部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して 6 月を超えることとなつてはならない。

6　　第 2 項及び前項の期間を計算する場合においては、第 1 項の届出があつた日から起算して第 2 項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7　　文化庁長官は、第 1 項の届出がなされなかつた場合においても、第 2 項及び第 5 項に規定する措置を執ることができる。

8　　文化庁長官は、第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9　　第 2 項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10　　前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第 97 条　　国の機関等が前条第 1 項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第 92 条第 1 項又は第 99 条第 1 項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2　　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3　　前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4　　文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5　　前各項の場合には、第 94 条第 5 項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第 98 条　　文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2　前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3　第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第99条　地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2　地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3　文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4　国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

第100条　第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2　前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3　第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第101条　遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第102条　前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2　都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第103条　第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第104条　第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

2　前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第105条　第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（前条第1項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、

当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2　　前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3　　第 1 項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4　　前項の規定による報償金の額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。

5　　前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

第 106 条　　政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2　　前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第 104 条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3　　政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第 107 条　　都道府県の教育委員会は、第 105 条第 1 項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2　　前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第 105 条に規定する報償金の額から控除するものとする。

（遺失物法の適用）

第 108 条　　埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第 3 節　地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第 182 条　　地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2　　地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3　　前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 184 条　　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は 1 部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

1　　第 35 条第 3 項（第 36 条第 3 項（第 83 条、第 121 条第 2 項（第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 37 条第 4 項（第 83 条及び第 122 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 46 条の 2 第 2 項、第 74 条第 2 項、第 77 条第 2 項（第 91 条で準用する場合を含む。）、第 83 条、第 87 条第 2 項、第 108 条、第 120 条、第 129 条第 2 項、第 172 条第 5 項及び第 174 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

2　　第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

3　第 51 条第 5 項（第 51 条の 2（第 85 条で準用する場合を含む。）、第 84 条第 2 項及び第 85 条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

4　第 53 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

5　第 54 条（第 86 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 55 条、第 130 条（第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）又は第 131 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

6　第 92 条第 1 項（第 93 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第 92 条第 2 項の規定による指示及び命令、第 93 条第 2 項の規定による指示、第 94 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議、同条第 4 項の規定による勧告、第 96 条第 1 項の規定による届出の受理、同条第 2 項又は第 7 項の規定による命令、同条第 3 項の規定による意見の聴取、同条第 5 項又は第 7 項の規定による期間の延長、同条第 8 項の規定による指示、第 97 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議並びに同条第 4 項の規定による勧告

2　都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第 5 号に掲げる第 55 条又は第 131 条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法 による不服申立てをすることができない。

3　都道府県又は市の教育委員会が、第 1 項の規定により、同項第 6 号に掲げる事務のうち第 94 条第 1 項から第 4 項まで又は第 97 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを行う場合には、第 94 条第 5 項又は第 97 条第 5 項の規定は適用しない。

4　都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第 2 条第 8 項 に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

1　第 1 項第 2 号に掲げる第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可　第 43 条第 5 項又は第 125 条第 5 項

2　第 1 項第 5 号に掲げる第 55 条又は第 131 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行　第 55 条第 3 項又は第 131 条第 2 項

3　第 1 項第 6 号に掲げる第 96 条第 2 項の規定による命令　同条第 9 項

5　前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6　前項の規定による補償額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。

7　前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8　都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号 に規定する第 1 号 法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（書類等の経由）

第 188 条　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2　都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

第 3 章　罰則

第 196 条　史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

2　前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所

有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第197条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

1　第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

2　第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第198条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

1　第39条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

2　第98条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

3　第123条第2項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第202条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

1　正当な理由がなくて、第45条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

2　第46条（第83条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第46条第5項（第83条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第46条第1項（第83条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

3　第48条第4項（第51条第3項（第85条で準用する場合を含む。）及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第51条第5項(第51条の2(第85条で準用する場合を含む。)、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

4　第53条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

5　第54条（第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第55条、第68条（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第130条（第172条第5項で準用する場合を含む。）、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

6　第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

7　正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第203条　次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

1　第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項で準用する場合を含む。）、第56条第2項（第86条で準用する場合を含む。）又は第59条第6項若しくは第69条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

2　第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で

準用する場合を含む。）、第 80 条及び第 120 条（第 133 条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第 33 条（第 80 条、第 118 条及び第 120 条（これらの規定を第 133 条で準用する場合を含む。）並びに第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 34 条（第 80 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 43 条の 2 第 1 項、第 61 条若しくは第 62 条（これらの規定を第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 64 条第 1 項(第 90 条第 3 項及び第 133 条で準用する場合を含む。)、第 65 条第 1 項(第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 73 条、第 81 条第 1 項、第 84 条第 1 項本文、第 92 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 115 条第 2 項（第 120 条、第 133 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 127 条第 1 項、第 136 条又は第 139 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

3　　第 32 条の 2 第 5 項（第 34 条の 3 第 2 項（第 83 条で準用する場合を含む。）、第 60 条第 4 項及び第 63 条第 2 項（これらの規定を第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）並びに第 80 条で準用する場合を含む。）又は第 115 条第 4 項（第 133 条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

庁保記第 75 号　平成 10 年 9 月 29 日
各都道府県教育委員会教育長あて
文化庁次長通知

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成 6 年 7 月の規制緩和に関する閣議決定、平成 7 年 11 月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成 6 年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成 9 年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成 10 年 6 月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いします。

なお、埋蔵文化財に関する重要な事項については、今後とも、速やかに当庁と連絡を取り、適切に対処するようお願いします。

本通知により、昭和 56 年 7 月 24 日付け庁保記第 17 号、昭和 60 年 12 月 20 日付け庁保記第 102 号、平成 5 年 11 月 19 日付け庁保記第 75 号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成 8 年 10 月 1 日付けの庁保記第 75 号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

1　基本的事項

(1)　埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(2)　埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

(3)　開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

(4)　関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5)　客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているため的確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6)　広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政

について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

2　埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整、発掘調査等を円滑に進めるには、それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については、各地方公共団体において、今後とも更に以下の各事項に留意の上、その整備・充実に努められたい。

(1)　地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては、埋蔵文化財の保護を図るため、史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、開発事業との調整及び発掘調査の実施、発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐にわたる行政を進めることが求められる。

このため、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し、それぞれの担当部署への適切な配置に努めるとともに、常時その能力の向上を図る必要がある。

また、専門職員の資質・技能の向上のため、地方公共団体の設置する発掘調査組織等との適切な人事交流を図るとともに、自らの職員、管内あるいは関係の地方公共団体職員を対象とする研修の実施、奈良国立文化財研究所その他が行う研修への職員の派遣などに努める必要がある。

さらに、埋蔵文化財の保護については、人的な体制とともに発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから、今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

(2)　市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。

このため、埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては、少なくとも埋蔵文化財保護の基本的行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし、既に専門職員を配置している市町村においても、適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため、適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

なお、小規模な市町村の場合、一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である。このような場合には、広域調査組織の設立、運営に当たっての関係市町村間の理解と合意の確保、各関係市町村教育委員会と広域調査組織との連携、職員の採用形態等について十分配慮し、その運営が円滑に行われるよう留意すること。

(3)　都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差違を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

また、体制の未整備な市町村に係る事業に関して、当面の措置として、発掘調査の緊急性等を踏まえ、自ら発掘調査を実施する等の措置を執り、管内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないよう配慮されたい。

このため、各都道府県においては、開発事業との調整や発掘調査等に当たる体制の整備に努めるとともに、保護の基本となる方針や標準を策定し、管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実に努める必要がある。

なお、市町村と都道府県との役割分担について、従来の区分では適切な対応が困難な場合には、都道府県と市町村で調整の上、区分の在り方を見直すなど、開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、発掘調査等の円滑な実施を図ることとされたい。

(4)　地方公共団体間の専門職員の相互派遣

(2)、(3)で掲げた各市町村及び都道府県の基本的な役割を踏まえつつも、増大する開発事業との円滑な調整を図り、埋蔵文化財の適切な保護を図るためには、各市町

村及び都道府県が相互に協力して臨むことが必要である。

各地方公共団体の対応能力を超えるような発掘調査事業の臨時的、急激な増加等に対応して円滑な事業の推進を図るためには、都道府県相互間、都道府県と市町村の間あるいは市町村相互間で専門職員を出向・派遣する等の相互支援を行うことが望ましい。

このため、次の各事項に留意の上、適切な措置を講ずることとされたい。

① 都道府県教育委員会においては、管内の市町村における発掘調査事業の動向とこれに対する対応能力等の状況を的確に把握するとともに、体制が不十分な市町村への専門職員の出向・派遣、市町村間の専門職員の出向・派遣の調整等に努める必要があること。

② 地方ブロック毎の連絡会議等で、各都道府県における発掘調査事業の動向等について情報交換を行い、近隣都道府県間の専門職員の出向・派遣等による相互支援について、検討を進めること。

③ 当庁では、これまで大規模な災害復旧に対応する場合等に都道府県の範囲を超える全国規模の専門職員の派遣等について協力要請を行ってきたが、今後も必要に応じて同様の措置を執ることとしたいので引き続き配慮願いたいこと。

(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方

地方公共団体が設置している発掘調査のための組織・機関は、発掘調査を円滑に進めるために十分な職員体制と調査のための基本的な機材等を整えるとともに、財政的な基盤を確保する必要がある。

また、各教育委員会は、こうした調査組織・機関による発掘調査であっても、調査に関する指導は教育委員会が行うものであるから、これらの組織・機関との連絡を密にすることが必要である。

(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入

発掘調査への民間調査組織の導入については、地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の整備を前提として、導入の形態、導入する範囲等についての明確な方針の下に行う必要がある。この場合、次のような原則によるのが適切である。

(ア) 発掘調査に関連する各種の業務について

排土・測量・写真撮影等、発掘調査に関連しこれを支援する業務については、発掘調査の効率的な実施のために有効な場合は、民間の調査支援機関の効果的な導入を図ること。

(イ) 発掘調査について

発掘調査についての民間調査組織の導入については、本来当該発掘調査を実施すべき地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって、その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査事業の急増により現在の体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され、他の地方公共団体からの専門職員の派遣その他の支援によっても対応することができない場合に限って、次の要件の下に行うこと。なお、発掘調査への民間調査組織の導入を行うときは、そのことにより地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することのないよう十分留意すること。

① 導入しようとする発掘調査組織は、発掘調査について十分な資質を有する担当職員を備えており、埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施する能力を有するものであること。

② 民間の発掘調査組織の導入は、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査組織の選択、発掘調査の実施の管理等は、当該地方公共団体が責任をもって行うこと。

3 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。

なお、公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり、連絡調整体制の整備等による一層の連携強化に努めていただきたい。

(1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し、各部局に

関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2)　事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

①　事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。

②　事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。

③　埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないよう努めること。

④　調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。

⑤　事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

(3)　発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。

①　試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。

②　作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努めること。

③　事業者との連絡を密にし、調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

4　埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成 10 年 6 月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」(以下「報告書」という。)の第 1 章、2 を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

(1)　埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の 1)に示す原則に則しつつ、かつ 2)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、前記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

1)　埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

①　おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。

②　近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。

③　近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2)　埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所在する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

(2)　埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる

市町村教育委員会が行うこと。

ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

(3)　周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

前記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配付等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側、文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

5　試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6(3)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査(地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査)、確認調査(埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査)を行うことが必要である。

各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

6　開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1)　記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容や状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び別紙2のとおりであるので、各教育委員会においては、これ

を踏まえ、「報告書」の第 3 章及び第 4 章を 3 照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙 2 の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

(2)　記録保存のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記(1)に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見(試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあっては、その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見)を聞き、調整の上決定することが適切である。

また、その決定内容については、事業者に対し十分に説明を行い、その理解を得ることが必要である。

(3)　盛土等とその留意事項

開発事業との調整に際しては、建築物等の工作物や盛土の下であっても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ、調査のための期間や経費を節減できる場合には、記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛土等の取扱いとすることを考慮することが必要である。

ただし、この場合も、このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと、盛土等の施工後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり、試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し、盛土等の施工以前に、地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また、盛土等の処理に関する協議・調整、それに伴う踏査、試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに、将来、別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう、関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

7　発掘調査の経費等について

(1)　発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第 57 条の 2 第 2 項による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」(昭和 56 年 2 月 7 日付け庁保記第 11 号)による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

(2)　事業者に負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者に経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費(機械器具の借損料、立入補償費等を含む。)、出土文化財の整理等に要する経費(応急的な保存処理のための費用を含む。)、報告書作成費等である。

なお、開発事業等の事業者に負担を求める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

(3)　発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等

開発事業等に伴う発掘調査の経費及び期間については、各地方ブロックごとの標準的な積算基礎の策定が完

了したところであるが、今後、標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに、必要に応じ、より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また、開発事業者と発掘調査経費について協議する際には、経費の具体的な積算根拠等について十分説明し、その理解を得る必要がある。

8　発掘調査成果の活用等による保護の推進

(1)　埋蔵文化財の保護については、広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成 9 年 8 月 13 日付け庁保記第 182 号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用に努めることとされたい。

(2)　発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

別紙 1

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1)　遺構の所在する場所にあっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲(外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲)とすること。

また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。

遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

(2)　遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。

ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性(例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合)を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。

(3)　規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合(例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等)は、地域性、遺構の残存状況(現在の市街地との重複等)、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報(古文書等の資料の有無)等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

別紙 2

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1)　工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

①　工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとすること。

②　掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとすること。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件、工事の規模等を勘案し、個々に判断せざるを得ないものであるが、同一地域の同規模の工事に対し、その判断に不均衡が生じることは適切ではないので、都道府県教育委員会において、具体的な工事の規模(盛土の厚さ等)や保護層(工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等による緩衝層)の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。

③　恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとすること。これを事業の種類ごとに、工事の性質・内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○　道路等　次に掲げるもの以外は、発掘調査の対象とすること。

(ア)　一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等

(イ)　高架・橋梁の橋脚を除く部分

(ウ)　道路構造令に準拠していない農道、私道

(エ)　道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし、上記のものについても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については、道路に準じて取り扱うこと。

○ダム・河川　ダムについては堤体及び貯水池、河川については堤防敷及び河川敷の内の低水路は発掘調査の対象とすること。

ただし、ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立盛土・埋立については、その施工後の状況が、必要な場合は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で、個々の事業に即し、発掘調査が必要か否かを定めることとすること。

ただし、都道府県教育委員会の定める適用基準により、あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合、現在の掘削工法の限界、従前の例等から、盛土等の厚さの標準は 2～3 メートル程度が適当である。

なお、野球場・競技場・駐車場等についても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物については、規模・構造・耐用年数等において前記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため、原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で、都道府県教育委員会の定める適用基準により、発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

(2)　いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「工事立会」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

①　対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとすること。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

②　遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとすること。

（様式1）

文化財保護課

埋 蔵 文 化 財 事 前 審 査 カ ー ド

所在地

対象面積

㎡

相談目的（開発の事前相談・不動産鑑定/調査） ※どちらかに○をつけて下さい

・土地造成(分譲宅地 ・その他造成)
・建物建築(個人専用住宅 ・共同住宅 ・その他建物)
・その他開発()

連絡先

住所　〒	
氏名(会社名)　担当	電話番号 FAX番号

位置図　※上記太枠内にご記入ください。

受付年月日	令和　年　月　日	対応者	

文化財保護課受付印

〔山口市教育委員会文化財保護課回答〕

・周知の遺跡の　範囲内　・　範囲外
・その他　（　）

地区番号	地区名	遺跡番号	遺跡名

山口市教育委員会文化財保護課
〒753-0073　山口市春日町5番1号
TEL 083-920-4111　FAX 083-920-4112

対応者

（様式2）

文化財保護課

試掘・確認調査承諾書

私の所有する下記物件について、埋蔵文化財の試掘・確認調査を実施されることを承諾いたします。

なお、出土品については、山口市教育委員会において保管されることについて、異議はありません。

令和　　年　　月　　日

【住所】

【氏名】　　印

山口市教育委員会教育長様

物件の表示【住所・地番・面積】

山口市

面積　　㎡

＊添付書類　　上記物件及びその周辺の位置図

様式3

文化財保護課

令和　　年　　月　　日

山口市教育委員会　教育長　様

住所
氏名等

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり届出します。

※下記太線内にご記入ください。

1　所在地			
2　面積			
3　土地所有者	氏名等：		
	住　所：		
4　遺跡の種類	散布地　集落跡　貝塚　都城跡　官衙跡　城館跡　社寺跡　古墳　横穴墓　その他の墓 生産遺跡　その他の遺跡（　　）		
遺跡の名称		員　数	
遺跡の現状	宅地　水田　畑地　山林　道路　荒蕪地　原野　その他（　　）		
遺跡の時代	旧石器　縄文　弥生　古墳　奈良　平安　中世　近世　その他（　　）		
5　工事の目的	道路　鉄道　空港　河川　港湾　ダム　学校施設　住宅　個人住宅　工場　店舗 個人住宅兼店舗　その他建物　宅地造成　区画整理　公園造成　ゴルフ場　観光開発 水道・ガス・電気　農業基盤整備　農業関係　土砂採取　その他開発（　　）		
工事の概要			
6　工事主体者	氏名等：		
	住　所：		
7　施工責任者	氏名等：		
	住　所：		
8　着手予定時期	年　月　日	9　終了予定時期	年　月　日
10　参考事項			

指示事項	発掘調査　　工事立会　　慎重工事　　その他（　　）

[注意事項] ① 太線内は届出者が記入
② 指導事項は市教育委員会で記入
③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を〇で囲み、該当項目のない場合は（　　）内に記入

[添附書類] 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類および図面

（様式3：記入例）

文化財保護課

記　入　例

令和　４年　４月　１日

山口市教育委員会　教育長　様

住所　　山口市春日町５番１号
氏名等　春日　太郎

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事のための発掘調査を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり届出します。

「４」は空欄でも構いません　　※下記太線内にご記入ください。

1	所在地	山口市春日町5番1号
2	面積	1,000㎡
3	土地所有者	氏名等：春日太郎 住　所：山口市春日町5番1号
4	遺跡の種類	散布地 [集落跡] 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（　　）
	遺跡の名称	春日遺跡　　員　数　1
	遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 [その他]（　倉庫　）
	遺跡の時代	旧石器 縄文 [弥生 古墳 奈良 平安] 中世 近世 その他（　　）
5	工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校施設 住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼店舗 その他建物 宅地造成 区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 水道・ガス・電気 農業基盤整備 農業関係 土砂採取 [その他開発]（　倉庫　）
	工事の概要	既存の建物を解体して、新たに鉄筋２階建ての倉庫を建築する。
6	工事主体者	氏名等：〇×建設工業株式会社 住　所：山口市春日町〇番×号
7	施工責任者	氏名等：文化太郎 住　所：山口市春日町〇番×号
8	着手予定時期	令和4　年　7　月　1　日
9	終了予定時期	令和４　年　７　月　３０　日
10	参考事項	

指示事項	発掘調査　　工事立会　　慎重工事　　その他（　　）

［注意事項］① 太線内は届出者が記入
② 指導事項は市教育委員会で記入
③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を〇で囲み、該当項目のない場合は（　）内に記入

［添附書類］土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類および図面

やまぐちしまいぞうぶんかざいちず

山口市埋蔵文化財地図

六訂版

令和4(2022)年3月

編集　山口市教育委員会文化財保護課
山口県山口市春日町5番1号
発行　山口市教育委員会
印刷　株式会社桜プリント社
山口市下小鯖3139－7



埋蔵文化財に関するお問い合わせ・御相談はこちらへ

山口市教育委員会文化財保護課

753-0073　山口県山口市春日町５番１号
TEL　083-920-4111　FAX　083-920-4112
Mail:bunkazai@city.yamaguchi.lg.jp